

## 今後の取組方針について

社会資本整備審議会

建築分科会 アスベスト対策部会

- 小規模民間建築物を対象とした調査結果や推計等により、平成元年以前の小規模建築物（約 130 万棟）についても、約 5～6% 程度吹付けアスベスト等が使用されている可能性がある建築物が存在すると考えられ、また、大規模建築物についても対策が必要なものが一定程度残っている。このため、既存建築物における吹付けアスベスト等の使用状況調査や除去等の必要性は依然高いと考えられる。
- 今後は、小規模民間建築物を含めた対応を視野に入れ、より多くの建物所有者を対象とした対策の実施が必要となることから、各地方公共団体においては、対象となる建築物の優先順位を定め、吹付けアスベスト等が使用されている建築物について、建築物石綿含有建材調査者による調査などを通じ、実態把握や除去等に係る対策を進めることが必要である。
- 具体的には、建材メーカー業界の自主規制が行われるようになった平成元年以前の建築物で、社会的リスクの大きいものを優先的に把握していくことが必要であり、不特定多数の者が利用する建築物（例えば、一定規模以上の物販店舗、飲食店、ホテル・旅館など、建築基準法に基づく定期報告の対象とされている建築物）が想定される。これらの建築物において、アスベスト台帳の整備を各地方公共団体において計画的に進めるとともに、吹付けアスベスト等の使用が確認された建築物については、除去等の対策を進めることが必要である。

- また、すでに台帳整備が進んでいる地方公共団体においては、さらなる取組みとして、上記に加え、特定多数の者が利用する建築物も、順次、台帳の対象に追加することなどが求められる。
- さらに、吹付けアスベスト等に関する対策の必要性が建築物の所有者・管理者において必ずしも十分に認識されていない現状や、今後はアスベスト台帳の対象を拡充していく状況を鑑み、各地方公共団体においては、重点的に対応すべき用途・規模等を定め、関係する業界団体との連携を通じ、より積極的かつ効率的に周知徹底を図ることが必要である。
- 国土交通省においては、関係省庁と連携しつつ、引き続き、こうした地方公共団体の取組みを促し、かつ、支援していく必要がある。